

救急医療について①

—ドクターヘリ—

第1 法律の概要

- 1 平成19年6月、地域の実情を踏まえつつドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）を全国的に整備することを目標として、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が成立した（参考資料1頁）。
- 2 この法の附則において、法施行（平成19年6月27日）から3年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法等において定める法令の規定に基づく支払いについて、検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。

第2 ドクターヘリの現状

- 1 ドクターヘリについては、補助制度（「ドクターヘリ導入促進事業」）等により、整備を進めてきたところであるが、現在10県10機が運用され、年間4千件あまりの出動件数となっている。また、消防防災ヘリコプターについても全国で70機が運用され、救急搬送のために年間2千5百件近く出動している（参考資料6頁）。
- 2 ドクターヘリの導入促進に係る諸課題について、検討会（救急医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会）を開催して検討しているところ（参考資料11頁）。

第3 ドクターヘリの効果

限られたデータで、交通外傷という特定の疾患という条件はあるものの、

いくつかの研究によると、治療開始までの時間短縮や死亡削減等ドクターヘリの効果を指摘する報告もある（参考資料 13頁）。

第4 診療報酬上の評価（参考資料 17頁）

1 救急搬送診療料 650点

- (1) 患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に算定する。
- (2) ドクターヘリにより搬送される患者に対して、ドクターヘリ内において診療を行った場合についても救急搬送診療料を算定することができる。

2 往診料 650点

第5 論点

法の附則を踏まえ、ドクターヘリを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、現時点として、どのように考えるか。